⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : The 1st term Machinery installation work of the building for the Kanagawa Juvenile Rehabilitation Center (tentative)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 15 : 00　4 February, 2025
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00　12 March, 2025 (tenders submitted by mail should be reached before 10 : 00　12 March, 2025, only registered mail is acceptable)
⑹　Contact point for tendering documentation : Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8977, Japan, Tel 03―3592―7027

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年１月21日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房施設課長　細川　隆夫
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第８号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　川越少年刑務所炊場棟新営（建築）工事
⑶　工事場所　埼玉県川越市南大塚６丁目40―１
⑷　敷地面積　5,035㎡
⑸　工事内容
ア　棟名　炊場棟　建物用途　調理場　構造・階数　Ｓ造１階（一部Ｗ造）　建築面積　1,944㎡　延べ面積　1,986㎡　工事種別　新築
イ　工事種目　建築一式工事
ウ　その他　外構、取壊し
エ　工事範囲　上記工事の全て（入札説明書による。）
⑹　工期　令和８年３月31日まで
⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約2,043㎥、鉄筋約206ｔ、鉄骨約216ｔ、ガラス約87㎡
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
⑽　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。
⑾　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
⑿　本件入札手続は、下記５に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.p-portal.go.jp/））により行う。
なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和５・６年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の令和５・６年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上Ⓐであること。
⑷　平成21年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ア　同種工事
㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造　Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。
ＲＣ造及びＳＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。
㋒　階数　地上１階建以上
㋓　建物規模　延べ面積1,500㎡以上
㋔　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）
㋕　工事種目　建築一式工事
㋖　施工期間　地業工事の着手から完成まで施工していること。
イ　類似工事
㋐　建物用途　事務所、庁舎若しくは事務所の類似施設、工場又は作業場
㋑　構造　上記ア㋑に同じ
㋒　階数　上記ア㋒に同じ
㋓　建物規模　上記ア㋓に同じ
㋔　建築種別　上記ア㋔に同じ
㋕　工事種目　上記ア㋕に同じ
㋖　施工期間　上記ア㋖に同じ
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。
ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。
⑹　主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。
ア　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
イ　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
ウ　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
⑽　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。